

答 申

第1 審査会の結論

宮城県警察本部長は、「電話用紙（平成 年 月 日付け作成。）」及び「勤務日誌（平成 年 月 日付け作成。）」に記載された個人情報について、別表1のとおり開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

第2 審査請求に係る経過

1 審査請求人は、平成18年1月19日、個人情報保護条例（平成18年宮城県条例第12号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、別紙に関する内容についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

- (1) 電話用紙（平成 年 月 日付け作成。）
- (2) 勤務日誌（平成 年 月 日付け作成。）

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について開示しない理由を次のとおり付して、平成18年2月1日付けで、審査請求人に通知した。

(1) 条例第18条第1項第2号該当

本件行政文書の中には、本人以外の個人に関する情報であって、当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの又は当該本人以外の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのある個人情報が記載されているため。

(2) 条例第18条第1項第4号該当

本件行政文書の中には、警察職員の氏名（公表されていない警察職員の氏名）

等が記載されており，当該情報を開示することにより，犯罪の予防，捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

(3) 条例第18条第1項第6号該当

本件行政文書の中には，県の機関が行う事務事業に関する情報が記載されており，当該情報を開示することにより，当該事務事業の性質上，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

- 3 審査請求人は，平成18年4月3日，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により，本件処分を不服として，実施機関の上級行政庁である宮城県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は，本件処分を取消し，非開示の部分の開示を求め，さらには部分開示された文書以外の文書の存在を明らかにし，当該文書に記載された個人情報の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件開示請求を行った趣旨は，平成 年 月 日に実施機関がどのような活動をし，どのように判断し，以後その事件をどのように処理をしたのかという全体像を明らかにして欲しいというものである。ところが開示された文書は，指令室の電話用紙及び交番勤務員の勤務日誌の2点のみであった。

少なくとも，現場に臨場した 警察署生活安全課の記録，あるいは審査請求人の の住所地を管轄する 警察署生活安全課の 命令に関する記録の中に，請求する個人情報が存在するものと思料されるので，これらの文書の存在を明らかにするとともに当該文書に記載された個人情報の開示を求める。

(2) 一部の個人情報を開示しない理由として、3点挙げられているが、それらについて審査し、本来非開示情報に当たらないにも関わらず必要以上に非開示とされている個人情報の開示を求める。

条例第18条第1項第2号八において、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」は非開示情報に当たらないとしている。審査請求人が請求している個人情報は、「警察職員の職や氏名」ではなく、「警察職員がどのように職務を遂行したのか」であり、特にこれについて記載していると思われる部分が大きく黒塗りされており、上記のような条例の趣旨と大きくかけ離れている。

また、同項第4号の規定については、行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、当該職務遂行の内容に係る部分の開示が、例示された「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行に支障が生ずる情報」に該当するのか、それとも、これらのいずれにも該当しないが「その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当するのか、客観的に判断される必要がある。その場合、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

さらに、同項第6号の規定についても同様の趣旨であり、これらについて漫然と根拠条文を示すだけでは、いかなる根拠で各号所定の非開示事由のどれに該当するのか了知し得ない。これでは条例第21条第3項でいう理由付記の説明責任を果たしたことはない。

(3) 平成 年 月 日に実施機関の職員と面会し、「  
あなたが 命令に違反したのではないと判断したので しなかった。

。 の住所  
地を管轄する 警察署にも報告した。」との回答を口頭で得ている。このように実施機関は、口頭では職務遂行の内容に係る情報を十分に開示しながら、書面では理由を挙げて非開示としている。これらの経緯から、実施機関が挙げた理由に根拠はなく、むしろそれらは、個人情報保護の名の下に実施機関が行った職務についての説明責任を覆い隠すものであると思量する。

- (4) 個人情報保護制度は、適切に利益を保護するために開示あるいは非開示の決定がなされなければならない。ならばその「保護すべき利益」の比較衡量が重要であるので、更なる説明を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件行政文書について

###### (1) 電話用紙について

「電話用紙」は、宮城県警察文書管理規程（平成13年宮城県警察本部訓令第4号）に定める「電話又は口頭により受理した事案の処理」の際に用いるものとされている。

本件行政文書のうち電話用紙（平成 年 月 日付け作成。）には、平成 年 月 日に審査請求人が関係する事案の取扱状況について、通信指令課から生活安全企画課の担当者に電話により届出内容を報告した記述とその処理経過が記載されているものである。

###### (2) 勤務日誌について

「勤務日誌」は、宮城県地域警察運営規程（平成6年宮城県警察本部訓令第10号）に基づき、地域警察官が勤務日の活動状況等を記録することとされている。

本件行政文書のうち勤務日誌（平成 年 月 日付け作成。）には、平成 年 月 日に審査請求人が関係する事案の取扱状況について、現場に臨場した地域警察官の当該事案の取扱状況及び処理結果について記載されているものである。

###### (3) 審査請求人が主張する他の文書について

審査請求人は、「少なくとも、現場に臨場した 警察署生活安全課の記録、あるいは審査請求人の の住所地を管轄する 警察署生活安全課の 命令に関する記録の中に、請求する個人情報が存在するものと思料されるので、これらの文書の存在を明らかにするとともに当該文書の開示を求める。」と主張している。

しかしながら、          からの          に関する事実関係については、被害者である          が以前居住していた          において発生した事案であり、かつ、実施機関においては、当該事実に関する相談を受けていないことから、当該          に関する事実が発生した後における          の転居先であって、平成  年  月  日通報事実が発生した当時に同          が居住していた住所を管轄する          警察署生活安全課には、当該          命令発令に関する取扱記録は存在しない。

さらに、平成  年  月  日当日の記録について、          警察署に「110番通報受理簿」が存在するが、その内容は、通報日時、通報者、通報内容、処理結果等が簡記されただけのもので、処理結果についても、現場解決、現場注意等と記載される程度であることから、本件審査請求人が主張する「          命令違反ではないということで、私が          されなかったことの状況が分かる書類」には該当しないと判断したものである。

また、          警察署においては、110番指令ではなく、電話による参考通報であったため、110番通報受理簿は作成していない。

## 2 非開示情報の該当性について

### (1) 公務員の職務遂行情報について

審査請求人は、「請求者が求めている情報は、「警察職員の職や氏名」ではなく、「警察職員がどのように職務を遂行したのか」であり、特にこれについて記載していると思われる部分が大きく黒塗りされており、条例の趣旨と大きくかけ離れている。」としている。

「警察の職や氏名」については、警察組織、警察職員の特性を考慮すると、本件行政文書に記録されている警察職員の氏名等を開示することによって、当該職員やその家族のプライバシーが侵害されたり、襲撃、工作等の被害を受けるおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものと認められ、条例第18条第1項第4号に該当し非開示とした。ただし、当該警察職員の氏名等に関する情報のうち、本件処分の時点までの間に、宮城県職員録又は、新聞の人事異動記事により氏名を公表した警部又は同相当職以上の警察職員の氏名等に関する情報は、既に、警察職員である事実を明らかにしていることから、開示することによる支障が生ずるおそれはないものと認められることから開示したものである。

「警察職員がどのように職務を遂行したのか」に係る部分については、条例第18条第1項第2号八に該当するものの、犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に関する情報であることから、同項第4号に該当するものとして、非開示としたものである。

## (2) 公共安全情報について

審査請求人は、条例第18条第1項第4号の規定について、上記第3の2(2)のとおり主張している。

しかしながら、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に、犯罪等に関する将来予測として専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と定められており、これは実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解されている。

以上の趣旨に照らすと、同号に該当するとして非開示処分が違法となるのは、実施機関の第一次的な判断が合理性のある判断として許容される限度を超える場合に、すなわち、当該処分が裁量権を逸脱又は濫用したと認められる場合に限られるというべきである。

## (3) 事務事業情報について

審査請求人は、条例第18条第1項第6号の規定についても、上記第3の2(2)のとおり主張している。

同号に例示された事務事業以外の事務であって具体的に該当する事務事業名を記載すると非開示とした情報が明らかになることから、やむを得ず本件処分決定通知書においては、「県の機関が行う事務事業に関する情報が記録されており、当該情報を開示することにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。」と非開示の理由を記載しているものであって、何ら違法性はない。

## 3 処分理由の妥当性について

審査請求人は、「漫然と根拠条文を示すだけでは、いかなる根拠で各号所定の非開示事由のどれに該当するのか了知し得ない。これでは条例第21条第3項でいう理

由付記の説明責任を果たしたことはない。」と主張している。

本件処分において、一部について個人情報を開示しないと判断した理由は、単に条例の非開示条項該当性を明示するにとどまらず、上記第2の2に記載のとおり、部分開示決定通知書に具体的非開示該当性理由を付して明示して通知したものである。

また、理由付記の程度については、本件行政文書に記録されている非開示情報を非開示とした理由について、より具体的に説明することにより、当該非開示情報を明らかにしてしまうおそれがある。すなわち、非開示とした意義が失われ、全部開示に等しい結果をもたらす、ひいては、明らかになった第三者の個人の権利利益が害されるとともに犯罪の捜査等にも支障が生ずることとなるのである。

したがって、実施機関としては、このようなおそれを考慮して、慎重に判断して非開示の理由を付記しているのであって、審査請求人のこれらの主張には理由がない。

#### 4 警察官の職務行為と非開示判断について

審査請求人は、「平成 年 月 日に実施機関の職員と面会し、「  
、あなたが 命令に違反したのではないと判断したので しな  
った。

の住所地を管轄する 警察署にも報告した。」との回答を口頭で得ている。」とした上で、「口頭では職務遂行の内容に係る情報を十分に開示しながら、書面では理由を挙げて非開示としている。これらの経緯から、実施機関が挙げた理由に根拠はなく」と主張している。

審査請求人が主張する平成 年 月 日の「口頭による回答」とされる対応の事実が存在する。ただし、当該対応は、「審査請求人が 命令違反に当たらないことから しなかった。」旨審査請求人に係る事実関係のみを回答した程度である。当該行為は当事者本人に違法性がなかった部分を説明する行為として一般に行われている警察の職務行為であり、同様の回答は本件事案当日である平成 年 月 日に行っていることでもある。

よって、審査請求人が主張するような具体的な回答は行っておらず、当該審査請求人の憶測によるものか、あるいは審査請求書に請求人自らが記載する 等本件諮問事案とは別件の 事件の場合等において知り得た事項を基に主張しているものと推測される。

## 5 裁量的開示の適否について

審査請求人は、「個人情報保護制度は、適切に利益を保護するために開示あるいは非開示の決定がなされなければならない。ならばその「保護すべき利益」の比較衡量が重要である。」と主張している。

この主張は、裁量的開示を求めているものとも考えられるので、この裁量的開示の適否について考えるに、本件開示請求の内容は、  
からの  
を受けた被害者である  
とその  
に  
を加えた加害者という立場の  
が関係する情報が記録されているのであり、本件開示請求に係る非開示情報を開示することが、個人の権利利益を保護するため特に必要があるとは認められない。

したがって、裁量的開示の規定（条例第19条）を適用する余地はないものと判断する。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書について

実施機関においては、宮城県警察本部生活安全企画課の担当者が作成した「電話用紙（平成 年 月 日付け作成。）」及び  
交番の勤務員が作成した「勤務日誌（平成 年 月 日付け作成。）」を本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書とした。これに対し、審査請求人は「現場に臨場した  
警察署生活安全課の記録、あるいは審査請求人の  
の住所地を管轄する  
警察署生活安全課の  
命令に関する記録の中に、請求する個人情報が存在するものと思料される。」と主張している。このことに関し実施機関からは、「  
からの  
に関する事実関係については、被害者である  
が以前居住していた  
において発生した事案であり、かつ、実施機関においては、当該事実に関する相



談を受けていないことから、当該 に関する事実が発生した後における  
の転居先であって、平成 年 月 日通報事実が発生したときに同 が居住し  
ていた住所地を管轄する 警察署生活安全課には、当該 命令発令に関す  
る取扱記録は存在しない。さらに、 警察署に「110番通報受理簿」が存在す  
るが、その内容は、通報日時、通報者、通報内容、処理結果等が簡記されただけの  
もので、処理結果についても、現場解決、現場注意等と記載される程度であること  
から、審査請求人が請求した「 命令違反ではないということで、私が  
されなかったことの状況が分かる書類」には該当しないと判断したものである。ま  
た、 警察署においては、110番指令ではなく、電話による参考通報であった  
ため、110番通報受理簿は作成していない。」との説明がなされている。当審査会  
において上記「110番通報受理簿」の様式を確認したところ、実施機関が主張する  
とおり、通報内容、処理結果等を極めて簡単に記載するものであり、審査請求人が  
求める個人情報に記載されているとは考え難い上、本件事案が現場において事件性  
がないと判断し当該事案処理を終了していることなどを考え合わせると、この実施  
機関の説明は首肯しうるものであると考えられる。したがって、実施機関が本件行  
政文書以外の文書に関し、本件開示請求に対応する個人情報を保有していないとす  
る旨の判断については妥当なものと認められる。

### 3 本件行政文書の非開示部分について

当審査会として、本件行政文書の非開示部分を、インカメラ審理により確認した  
ところ、当該部分は下記のとおり分類される。

- (1) 警察職員の氏名等
- (2) 通報の表題
- (3) 通報状況
- (4) 通報内容
- (5) 通報者関係
- (6) 通報者の供述
- (7) 現場で確認した通報原因
- (8) 現場警察官の判断結果
- (9) 現場警察官への要望
- (10) 事情聴取で判明した事項

以下において、それぞれ非開示条項の該当性について検討するものとする。

#### 4 条例第18条第1項第2号該当性について

条例第18条第1項第2号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」について、当該個人情報を開示しないことができる旨規定しているが、同号ただし書において「法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、当該非開示情報から除かれるものとされている。これは、開示請求に係る個人情報の本人以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該本人以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るような情報が含まれている個人情報については、開示をしないことを定めたものであり、併せて当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのある情報が含まれている個人情報についても開示をしないことを定めたものである。

実施機関の主張によると、「(2)通報の表題」、「(3)通報状況」、「(4)通報内容」、「(5)通報者関係」、「(6)通報者の供述」、「(7)現場で確認した通報原因」、「(9)現場警察官への要望」、「(10)事情聴取で判明した事項」の一部について、同号に基づき非開示としている。

これらについてインカメラ審理により確認したところ、通報者の個人名等審査請求人以外の第三者に関する個人情報や、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあると認められるものが記載されている。基本的には同号に基づき非開示とした実施機関の判断は妥当なものと認められるが(別表1の、及び<sup>21</sup>)、警察への通報の一般的手段など同号ただし書イの「慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」が一部含まれていることから、この部分については開示すべきである(別表1の、及び)。

## 5 条例第18条第1項第4号該当性について

条例第18条第1項第4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、当該個人情報を開示しないことができる旨規定している。これは、県が公共安全と秩序の維持に努め、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている個人情報については、実施機関の第一次的判断権を尊重し、個人情報の開示をしないことを定めたものである。

実施機関の主張によると、「(1)警察職員の氏名等」、「(2)通報の表題」、「(3)通報状況」、「(4)通報内容」、「(5)通報者関係」、「(7)現場で確認した通報原因」、「(8)現場警察官の判断結果」、「(10)事情聴取で判明した事項」の一部について、同号に基づき非開示としている。

まず、「(1)警察職員の氏名等」について、警部補相当職以下の警察職員の氏名及び印影を非開示としている。この点について宮城県情報公開審査会答申第58号(平成16年9月30日答申)において、「警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有しているものと認められるが、こうした警察業務の性質に照らせば、警察職員の氏名等は公開することによって、警察組織に怨みを持ち、あるいは警察活動を妨害しようとする人物、団体等が、当該警察職員の家族の私生活を侵害したり、当該職員に襲撃、工作等を行って、それにより当該職員が萎縮し警察業務の停滞につながるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものと認められる。」としている。この判断は当審査会においても十分に是認し得るものと認められることから、これらの情報を非開示とした実施機関の判断には相当な理由があるものと認められる(別表1の 、 、 、 、 及び )。

次に、「(2)通報の表題」、「(3)通報状況」、「(4)通報内容」、「(5)通報者関係」、「(7)現場で確認した通報原因」について、これらには捜査の端緒、具体的な警察への通報内容、捜査で判明した事項等が記載されている。

一般に警察に対する通報等は、事件・事故等の関係者からなされることが多く、その情報から、被疑者、被害者、参考人等が特定される可能性もあり、その結果、逆恨み等からこれらの人々の生命、身体、財産に不法な侵害が加えられる場合も考えられ、危害が加えられるまでには至らなくとも威圧や脅迫を受けて日常生活を脅

かされたり、捜査機関への協力を拒否するよう強要されるなどのおそれがあり、本事案においても同様のおそれが考えられる。

従って、これらの情報を非開示とした実施機関の判断には、相当な理由があると認められる（別表1の 、 、 、 及び ）。ただし、上記第2号の該当性において開示すべきとした部分については、一般的に知られている事項であり、非開示とすることに関して相当な理由があるとは認められないことから、開示すべきである（別表1の 、 及び ）。

次に、「(8)現場警察官の判断結果」について、審査請求人は公務員の職務遂行内容につき開示すべき旨の主張をしている。これに対し、実施機関は、当該部分には、犯罪の捜査の過程で収集した情報から、犯罪性があるかどうかの判断基準や捜査の着眼点が記録されており、これら情報を開示することにより、これを知り得た者が、同種事案を敢行するにあたり、検挙の対象とならないような対応を取るなど脱法行為を行う蓋然性が高い旨説明する。このような実施機関の判断には理由がないものとは言えない。

従って、この情報を非開示とした実施機関の判断には相当な理由があるものと認められる（別表1の ）。ただし、「(8)現場警察官の判断結果」のうち判断結果そのものに関しては、実施機関においても審査請求人に対し説明したことは認めており、この部分については開示すべきである（別表1の ）。

次に、「(10)事情聴取で判明した事項」のうち、電話用紙に記載されている当該部分について、実施機関は、将来犯罪の対象となるおそれのある個人の行動予定であることから同号に該当するとしている。この個人の行動予定は、平成 年 月 日直後のものであり、この個人の行動予定の内容や本件処分時点においては1年以上経過していることなどを勘案した場合に、この情報を同号に該当するとした実施機関の判断について、相当な理由があるとは認められない。しかし、当該部分については審査請求人以外の第三者の個人情報でもあり、第2号にも該当することから、結局非開示とすることは妥当である（別表1の ）。

なお、本件処分において一部を開示しないことについて、第4号への該当性については「請求に係る個人情報の中には、警察職員の氏名（公表されていない警察職員の氏名）等が記載されており、当該情報を開示することにより、犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。」と理由を付し、審査請求人に対し通知している。

通知中具体例として、「警察職員の氏名」を記載しているが、上記の理由により

非開示としているものであり、情報によって通知中の例を摘示することでは適切な理由の記載とはなしがたいものがあるのであるから、理由付記としては充分ではない。非開示とする理由が条例の同一条項号に該当するものであっても、上記のとおり情報によって異なった観点によって非開示とする場合には、それぞれの情報を特定区分して当該情報にふさわしい理由をできるだけ具体的に表記すべきである。

#### 6 条例第18条第1項第6号該当性について

条例第18条第1項第6号は、「県の機関又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、」  
「当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」については、当該個人情報を開示しないことができる旨規定しており、実施機関の主張によると、「(2)通報の表題」、「(3)通報状況」、「(4)通報内容」、「(5)通報者関係」、「(6)通報者の供述」、「(7)現場で確認した通報原因」、「(8)現場警察官の判断結果」、「(9)現場警察官への要望」、「(10)事情聴取で判明した事項」、それぞれの一部について、同号に基づき非開示としているが、別表1の、及びを除く部分については、上記第2号及び第4号該当性について述べたところにより、これら各号のいずれかに該当することが認められるので第6号の該当性は論ずるまでもない。

別表1の、及びについては、これらの部分を開示することにより、具体的に、当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとは認められないことから、これらの部分については開示すべきである。

#### 7 結論

以上1から6までを十分に踏まえ、実施機関が非開示とした部分について審査会が行った判断は別表1のとおりである。

#### 8 理由付記について

審査請求人の「漫然と根拠条文を示すだけでは、いかなる根拠で各号所定の非開示事由のどれに該当するのか了知し得ない。これでは条例第21条第3項でいう理由付記の説明責任を果たしたことはない。」との主張に対し、実施機関は「理

由付記の程度については、本件行政文書に記録されている非開示情報を非開示とした理由について、より具体的に説明することにより、当該非開示情報を明らかにしてしまうおそれがある。」と主張している。本条例が、開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときに、その理由を決定通知書に記載しなければならないとしているのは、非開示理由の有無について実施機関の慎重と公正・妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨であるというべきものである。実施機関は、本件行政文書のうち複数箇所を非開示としたが、それらを非開示とした理由は、その部分により必ずしも同一ではないにも関わらず（別表1の実施機関の判断欄参照）、上記第2の2の(1)から(3)のとおり一括して併記するに止めている。このような理由の記載では、開示請求者が当該非開示部分が実際にいかなる理由で非開示となったかを知することは容易ではなく、併記されたすべての非開示理由該当性を問題としなければならなくなるなど、不服申立てに困難を来たすおそれがないとは言えないし、このような記載方法が実施機関の判断の慎重さや恣意の抑制を図ろうとした条例の趣旨に沿うものとは言い難い。当審査会としては、具体的な理由の記載により非開示情報が明らかになるという実施機関の懸念は理解できるが、それ以前の問題として非開示部分毎にできるだけ理由を特定して記載するよう適切な処理に努めるよう求めるものである。

## 第6 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表2のとおりである。

## 別紙

開示請求に係る個人情報の内容について

請求人は、平成 年 月 日から6か月間、 に関する法律(平成 年法律第 号)に基づき、請求人の 命令が、仙台地方裁判所から発令されていた。

請求人は、 と一緒に生活している請求人の が、 の 病棟に入院していることを知り、平成 年 月 日午後 時 分頃から同 時 分頃にかけて、 に行き、病室ではなく別室において、 の担当の医師から の病状についての説明を受けていた。

その間、 は請求人が に来ていることを知り、 と騒ぎ出し、通報を受けた警察官が現場に駆けつけた。

請求人は、臨場した警察官にこれまでの事情を説明した。

その結果、請求人は警察官( 警察署)から 命令違反ではないということとで されなかった。

以上の状況が分かる文書について、自己情報の開示を求める。

別表1 実施機関の判断に対する審査会の判断

(本件行政文書(1)について)

ページ	本件行政文書のうち実施機関が非開示とした部分	実施機関の判断			審査会の判断			結論	判断の根拠 (答申の該当部分)	番号
		非開示条項			非開示条項					
		2号	4号	6号	2号	4号	6号			
1	押印欄の非開示とした部分							非開示	第5 - 5	
	「受信者」欄の非開示とした部分							非開示	第5 - 5	
	1行目1文字目から7文字目まで							非開示	第5 - 4, 5	
	1行目11文字目から行末まで							開示	第5 - 4, 5, 6	
	4行目及び5行目の非開示とした部分							非開示	第5 - 4, 5	
	6行目の非開示とした部分							開示	第5 - 4, 5, 6	
	8行目及び9行目の非開示とした部分							非開示	第5 - 4, 5	
	10行目の非開示とした部分							開示	第5 - 4, 5, 6	
	11行目の非開示とした部分							非開示	第5 - 4, 5	
	14行目から15行目の非開示とした部分							非開示	第5 - 4	
	「処理経過」欄1行目の非開示とした部分							非開示	第5 - 5	
	「処理経過」欄4行目36文字目から5行目11文字目まで							非開示	第5 - 4, 5	
	「処理経過」欄5行目20文字目から6行目23文字目まで							非開示	第5 - 5	
	「処理経過」欄6行目24文字目から6行目35文字目まで							開示	第5 - 5, 6	
	「処理経過」欄7行目の非開示部分							非開示	第5 - 4	
	「処理経過」欄8行目の非開示部分							非開示	第5 - 4, 5	

(本件行政文書(2)について)

ページ	本件行政文書のうち実施機関が非開示とした部分	実施機関の判断			審査会の判断			結論	判断の根拠 (答申の該当部分)	番号
		非開示条項			非開示条項					
		2号	4号	6号	2号	4号	6号			
1	「勤務員」欄の非開示とした部分							非開示	第5 - 5	
2	「項目」「記事」欄の非開示部分							非開示	第5 - 4	
	「処理欄」の非開示部分							非開示	第5 - 5	
3	「勤務員」欄の非開示とした部分							非開示	第5 - 5	
	「記事」欄の非開示部分							非開示	第5 - 4	21

(注1)

別表1に示した 行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げたものである。ただし、空白行及び記号のみの行については数え上げていない。

(注2)

別表1に示した 文字目とは、1行中に記録された文字を左詰めにした場合、一番左の文字から1文字目とし、順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなしている。文頭及び文中の空白は1文字とはみなしていない。



## 別表 2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
18.5.17	○ 諮問を受けた。(諮問乙第22号)
18.6.14 (第96回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18.6.30	○ 審査請求人から意見書を受理した。
18.7.5	○ 実施機関からの理由説明書を受理した。
18.7.12 (第97回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18.7.27 (第98回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18.8.18 (第99回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18.9.15 (第100回審査会)	○ 実施機関から非開示理由等を聴取した。
18.9.29 (第101回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18.10.11 (第102回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18.11.20 (第103回審査会)	○ 事案の審議を行った。
19.1.19 (第104回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成19年2月20日現在)

氏名	区分	備考
いさか まさひろ 井坂 正宏	学識経験者	
おの けいこ 小野 敬子	個人情報の保護に造詣の深い者	
ささき よういち 佐々木 洋一	法律家	会長
たまやま なおみ 玉山 直美	法律家	
なるせ ゆきのり 成瀬 幸典	学識経験者	会長職務代理者

(五十音順)